第二十四条の十四の二中「第二十一条の五の二十の」を「第二十一条の五の二十一の」に、「第二十一条の五の二十第一項」を「第二十一条の五の二十一第一項」に改める。

第三十三条の二十第七項中「第百七条」を「第百七条第一項」に改める。

第三十三条の二十二第五項中「第百八条」を「第百八条第一項」に改める。

第六十二条第四号中「第二十一条の五の二十一第一項」を「第二十一条の五の二十二第一項」に、「第二十一条の五の二十六第一項」を「第二十一条の五の二十七第一項」に改める。

（医療法の一部改正）

**第七条**　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項中「介護老人保健施設」の下に「、介護医療院」を加える。

第一条の六に次の一項を加える。

2　この法律において、「介護医療院」とは、介護保険法の規定による介護医療院をいう。

第七条の二中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

第十六条ただし書を次のように改める。

ただし、当該病院の医師が当該病院に隣接した場所に待機する場合その他当該病院の入院患者の病状が急変した場合においても当該病院の医師が速やかに診療を行う体制が確保されている場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

第三十条の十二第一項中「から第六項」を「から第五項」に、「同条第五項中「第一項から第三項まで」とあり、及び同条第六項」を「同条第五項」に改め、「同項中」を削る。

第三十九条第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項及び第三項、第四十四条第二項第三号、第四十六条の四第一項第二号、第四十六条の五第六項並びに第六十四条の二第一項第三号及び第四号中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第六十五条中「すべて」を「全て」に、「及び介護老人保健施設及び介護医療院」に、「正当の理由がないのに」を「正当な理由がなく」に、「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第六十六条の三及び第七十条第一項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

（社会福祉法の一部改正）

**第八条**　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一節　地域福祉計画（第百七条・第百八条）」を「第一節　包括的な支援体制の整備（第百六条の二・第百六条の三）」に、「第二節　社会福祉協議会（第百九条―第百十一条）」を「第二節　地域福祉計画（第百七条・第百八条）」に、「第三節　共同募金（第百十二条―第百二十四条）」を「第三節　社会福祉協議会（第百九条―第百十一条）」に、「第四節　共同募金（第百十二条―第百二十四条）」

第六条に次の一項を加える。

2　国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

第十章中第三節を第四節とし、第二節を第三節とする。

第百七条及び第百八条を次のように改める。

（市町村地域福祉計画）

**第百七条**　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五　前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2　市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3　市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（都道府県地域福祉支援計画）

**第百八条**　都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二　市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項

三　社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

四　福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

五　市町村による第百六条の三第一項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項

2　都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3　都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

第十章中第一節を第二節とし、同節の前に次の一節を加える。

**第一節**　包括的な支援体制の整備

（地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務）

**第百六条の二**　社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

一　児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業

二　母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センターを経営する事業

第五条中「尊重し」の下に「、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り」を加える。